

随 意 契 約 結 果 一 覧 表

契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額(円)	契約の相手方を選定した理由	摘 要
北海道立農業大学校稲作経営専攻コース教育指導業務	令和5年3月23日	学校法人拓殖大学 東京都文京区小日向3丁目4-14	18,250,000	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本校では、本道農業・農村の担い手を育成・確保するため、畜産及び畑作園芸、稲作について、講義と実習を組み合わせた実践的な農業教育を展開しているが、稲作については、気候条件等から本校での実践教育指導は難しいため、本校の養成課程の履修年限と同一の2か年間で、かつ、稲作を主体に教育する学科を開設している教育機関に委託を行う。 ○ 道内において、こうした条件を満たす教育機関は「拓殖大学北海道短期大学」以外にはなく、また、これまでも当該業務を受託し、適切に履行していることから、令和5年度においても「拓殖大学北海道短期大学」を運営する「学校法人拓殖大学」を委託先に選定した。 <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号・北海道財務規則運用方針第3節関係1の(18))</p>	
農業機械賃貸借契約(再リース)	令和5年3月24日	株式会社札幌北洋リース 札幌市中央区大通西3丁目11番地	月額 430,100	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当該農業機械(トラクターほか9物品)については再リースしており、令和5年3月31日で契約が満了となる。 ○ 当該農業機械は、法定耐用年(7年)を超えているものの、使用状態や管理状態が良好で、不具合等が特に見当たらないこと、また、新規借上よりも経済的であるため、契約を継続し、引き続き本校の実習に使用する。 ○ このことから、これまでも適切に履行している(株)札幌北洋リースを契約の相手方に選定する。 <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号・北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2))</p>	
農業機械賃貸借契約(再リース)	令和5年3月24日	日通リース&ファイナンス株式会社 東京都港区海岸1丁目14番地22	月額 448,184	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当該農業機械(リーフチョッパーほか14物品)については再リースしており、令和5年3月31日で契約が満了となる。 ○ 当該農業機械は、法定耐用年(7年)を超えているものの、使用状態や管理状態が良好で不具合等が特に見当たらないこと、また、新規借上よりも経済的であるため、契約を継続し、引き続き本校の実習に使用する。 ○ このことから、これまでも適切に履行している日通リース&ファイナンス(株)を契約の相手方に選定する。 <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号・北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2))</p>	
北海道立農業大学校農業機械研修の指導運営業務委託	令和5年4月3日	公益財団法人北海道農業公社 札幌市中央区北5条西6丁目1番地	24,107,637	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本校では、農業者等を対象に、農業機械の安全操作及び事故防止や農業経営において必要な技能修得を目的として「農業機械研修」実施しており、研修の実施にあたっては、農業機械や建設機械の構造の専門知識を有し、操作技能を修得した指導者を必要とするほか、研修生受入にあたって様々なノウハウが重要となる。 《参考》研修指導者に必要な技能 大型特殊免許、農業機械整備士、車両系建設機械運転技能、フォークリフト運転技能、玉がけ技能、小型移動クレーン運転技能、アーク溶接技能、ガス溶接技能、危険物取扱主任 ○ これらの技能を有する指導者を本校の職員により確保し、研修体制を確立することは困難であることから、農業機械研修に精通した事業者へ、研修業務のうち研修講師及び機械研修センターの機器類の保守管理を委託することとする。 ○ 公益財団法人北海道農業公社は、農業機械や建設機械の運転技能を有する職員を有するとともに、長年にわたって農業機械研修指導運営業務を受託し研修のノウハウに長けており、他に代替できる事業者は存在しないことから、同公社を契約の相手方に選定した。 <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号・北海道財務規則運用方針第3節関係1の(18))</p>	